

令和五年十月二十日提出
質問第三三三号

朝鮮総連からの債権回収の現状に関する質問主意書

提出者 松原 仁

朝鮮総連からの債権回収の現状に関する質問主意書

株式会社整理回収機構は平成二十九年、在日本朝鮮人総聯合会（朝鮮総連）に対し、約九百十億円の支払いを求める訴えを東京地方裁判所に提起した。被告の朝鮮総連は、本件口頭弁論期日に出頭せず、答弁書その他の準備書面を提出しなかったため、裁判所は、被告において請求原因事実を争うことを明らかにしないものとして、これを自白したものとみなし、全額の支払いを命じた。

右の債権について、政府の把握するところを答弁されたい。

一 本職が、令和四年十一月十一日の衆議院外務委員会において、令和三年度における朝鮮総連からの債権回収について質問したところ、政府参考人から、「令和三年度における回収実績というのはございませぬ。」と答弁があった。それでは、令和四年四月一日から現在まで、幾ら回収できたか。

二 朝鮮総連の整理回収機構に対する未払いの債務に伴って発生した遅延損害金は、令和三年四月一日から現在まで、幾らか。

三 朝鮮総連は権利能力なき社団であるが、債権者が破産手続開始の申立てをすることは法律上可能か。右質問する。